

第5回北広島市安全で安心なまちづくりを考える市民会議 会議概要	
日 時	平成20年6月13日(金)午後3時~午後4時
場 所	中央会館集会室
出席者	委員 (9名) 嶋影委員(防犯協会連合会) 山根委員(暴力追放運動推進協議会) 大川委員(自治連合会) 佐藤委員(北広島商工会) 吉川委員(PTA連合会) 大久保委員(北海道厚別警察署北広島交番) 川島委員(社会福祉協議会) 麻生委員(大曲青色灯車防犯パトロール隊) 斎藤委員(緑陽中学校区健連協青色回転灯装着パトロール隊) 浅香委員(東部南地区防犯パトロール隊)
	事務局 (4名) 三熊市民部長 武田市民生活課長 秋葉市民生活担当主査 梅木主任
	傍聴者 0名
会議次第	1 開会 2 第4回議事録概要確認 3 説明及び協議事項 (1) 条例の原案について 4 その他 (1) 次回の会議日程の確認 5 閉会
配布資料	・第5回市民会議レジュメ ・第4回市民会議議事録概要

会議の概要

1. 開会

(座長)

皆さんこんにちは。大変お忙しい中、本日もお集まりいただきまして、市民会議を開催できること、心からお礼申し上げます。今日はこれから第5回目ということになりますので、よろしく願いいたします。

それではお手元の資料の確認をさせていただきます。事務局の方から説明をお願いいたします。

- ・事務局から配布資料の確認を行った。

2. 第4回議事録概要確認

(事務局)

お手元に第4回市民会議の議事録を配布させていただいております。時間の関係がありますので読み上げませんが、今までの議事録と同様に発言の内容等を確認していただきまして、後日訂正等がございましたらご連絡をお願いいたします。以上です。

3. 説明及び協議事項

(1) 条例の原案について

- ・座長が進行を務める。

(座長)

6月11日に市長に条例素案の提言書を提出いたしました。今日は条例の素案を基に策定をした条例の原案について事務局より説明があります。それでは事務局より説明をお願いします。

(事務局)

今回の原案につきましては、11日に座長から市長に提出いたしました条例素案を基に、市の法規・法制担当が見て手直しをし、原案として確定したものでございます。内容については第1条から第12条まであり、主に条例特有の文言や言葉の使い方に直し、それと各条項を見て、重複した内容を全て削除して、内容を確定したものでございます。

それでは、第1条「目的」から説明させていただきます。

- ・条例原案について説明した。

(座長)

はい、只今事務局より条例の原案についての説明があったわけですが、色々と改定されているところもございまして。ご質問・ご意見がありましたら言っていただきたいと思います。いかがですか。

(A委員)

素案の第11条、原案の第10条に「市は市民等と協働して」と素案にありますが、原案ではこの部分を外して、「市は高齢者及び障害者が犯罪による被害を受けないようにするための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」となっています。高齢者や障害者の犯罪防止には、地域の人々の協力が必要だと思うのですが、「市民等と協働して」という部分が削られているのは、市だけで支援できるということですか。

(事務局)

この前段で、例えば「推進体制の整備」等については、「市民等との協働」は「安全安心のまちづくり」の定義の中に含まれていると申しましたが、この第 11 条につきましては、ご指摘のとおり原案にも「市民等と協働して」と入ります。申し訳ありません。

(A 委員)

原案の方が最終案で、こちらには入っていませんよね。

(事務局)

今、原案として説明した内容が間違っておりました。

素案にあります「市民と協働して」という表現をそのままにして「市は市民と協働して、高齢者及び…」と訂正をして下さい。大事なところを間違えてしまい申し訳ありません。これは総務から来た内容がこうなっておりまして、その部分だけ抜けてしまいました。

(B 委員)

第 4 条でも同じことが言えるのではないのでしょうか。

(事務局)

「高齢者・障害者」につきましては我々の見落としで、ここに「市民と協働して」という文言は入りますが、第 4 条については「安全・安心のまちづくり」の定義の中に「市民等との協働」が含まれていると解釈しているので外させていただいております。

(B 委員)

第 4 条にも当然入らなければおかしいのではないですか。

(C 委員)

「安全で安心なまちづくり」の定義の中に「市民と協働する」ということが含まれる、ということですよ。そうすると第 11 条にも入れなくてもいいのではないかと思います。

(B 委員)

市民と協働するから安全で安心なまちづくりができるのではないのでしょうか。

(事務局)

第 8 条と第 4 条には「市民等と協働して」という言葉がありませんが、第 11 条の「市民等との協働」とは意味合いが違います。法制担当によると、第 4 条と第 8 条については、「安全で安心なまちづくり」の定義の中にこの表現が含まれているため外されているということです。

(B 委員)

そうすると第 11 条の中にも定義されているのではないのでしょうか。

(事務局)

第 11 条の中には「安全で安心なまちづくり」という表現がないので、「市民等と協働して」という言葉で、高齢者・障害者を支援することを表しています。

(A 委員)

第 4 条と第 8 条は理念定義で何となく分かるのですが、原案の第 9 条、素案の第 10 条に「児童等の安全確保及び安全教育の充実」の条文の中に「市は、学校及び市民等と協働して」と書いてあります。要するに、児童や高齢者は「市民等と協働して」という文言を具体的に条例の中に規定している、ということですね。

(事務局)

そうですね、第 4 条と第 8 条については「安全で安心なまちづくり」という言葉が条例の中に入っており、その中に「市民等との協働」も含んでいる、ということで削除しています。

(A 委員)

児童や高齢者等については、やはり市だけではなく市民とも一緒になって支援をしてい

くという考え方ですね。

(事務局)

そういうことで、先ほどの「安全で安心なまちづくり」の定義の中に「市民等と協働する」という文言が入っている、というのが法制上の解釈です。

(A委員)

となれば、高齢者の部分には「市民と協働して」と入れた方がいい、ということですね。

(事務局)

それから、第4条と第8条については、先ほど申しましたように、原案の条文の中にも「安全で安心なまちづくり」という文言が載っておりますので、この「安全で安心なまちづくり」の中に協働が含まれている、という解釈でよろしく願います。

(A委員)

それなら私は理解できました。もう1つ、よろしいでしょうか。

これも何かの間違いではないかと思うのですが、第1条の原案に「この条例は安全で安心なまちづくりに関し、基本理念及び市の施策の基本となる事項を定め、並びに市、市民、事業者、」とありますが、この「並びに」が日本語になっていないのではないかと思います。

それともう1つは、(以下「市民等」という。)と括弧していますが、これはどこからどこまでを含むのでしょうか。この原案の文章だと市まで入ってしまいますので、「市並びに市民、事業者…」となっていないといけないのではないのでしょうか。

(事務局)

確かに元々は「並びに」の位置は川島委員の言われたようになっていました。今すぐ法制担当に確認します。

(A委員)

法制担当がちょっと考えすぎなのではないでしょうか。

(事務局)

この原案はもう動かせないというものではないので、ここがおかしい、ということであれば直せますので、おっしゃってください。

(D委員)

第10条の「児童及び生徒」の「児童」は、どこまでを「児童」というのですか。高校生になったら生徒ではなくて、学生という呼び名になるのでしょうか。

(事務局)

中学生までは児童・生徒です。

(D委員)

高校生になると学生という言い回しになると思ったのですが。

(事務局)

学生という呼び方は通称だと思います。

(D委員)

中学生は学生とは呼ばないのですね。

(事務局)

中学生までは生徒です。

(D委員)

児童というのは、幼稚園も含めて、小学生までが児童。幼児は小学生に入る前まで。小学生の場合は児童。中学生の場合は生徒ですね。

(E委員)

児童福祉法でいうと、児童は18歳未満ですから、幼稚園から高校まで全てを含んでいます。ですから、幼児とか生徒は通称になります。警察では、「生徒」は高校生までを含んで

いると思います。

(事務局)

すみません、先ほどの「並びに」についての話ですが、間違っておりました。素案どおり「市並びに市民」と定義させていただきます。

(事務局)

今の生徒・学生関係につきましても、調査させていただきます。

(E委員)

ただ法律が違うので、児童福祉法を考慮しなければならないということはないと思います。

(A委員)

法律によっても違いますね。我々はそれについて意見を申し上げることはないと思いますので。

(B委員)

今の公務員のように、制度があるから動けなくなって、制度のために動いているようなものにはしたくないですね。そうやって固めてしまうと意味がありませんね。

(F委員)

細かい話ではなくて、もっと単純に考えた方がいいと思います。

(B委員)

文言の違いといった大事な部分は考えていかなければいけないと思います。

(A委員)

もう1つ、これは条例の部分ではないのですが、第5条の趣旨の部分、これは条例には書かれませんが、解説本にはこういうものを書くと思います。

「具体的には、ピッキングに強い鍵への交換」とありますが、の後の「振り込め詐欺の被害に遭った実例について知る」「地域で行なわれている防犯パトロールの実施方法」が良く分かりません。もし、「ピッキングに強い鍵への交換」となるなら、次は「振り込め詐欺の被害に遭った実例についての学習」、3番目は「地域で行なわれている防犯パトロールの実施協力」と書かれるのではないかと思います。

日本語ですから、例えば最後が動詞になるならば、それで揃えなければなりません。ここは「交換」という動名詞が入っているので、「学習」や「協力」という言葉で終わらないと、少しおかしいのではないかと、思いますので、直した方がいいと思います。

(事務局)

解説書の形で表に出るものですから、直したいと思います。

(G委員)

人によっては「お金を出してやらなければいけないのか」と感じる人もいるのかもしれませんがね。

(事務局)

条例の末尾の言葉を見ていただきたいのですが、「行うものとする」と「努めるものとする」の2種類になっています。市については例えば第11条の最後で「行なうものとする」と言い切っていますし、市民や各種団体等については「努めるものとする」と使い分けています。

(事務局)

先ほどの「児童・生徒」について、正式に調べるのは、総務の方でも時間が欲しいということですが、一般的には、幼児が幼稚園、児童が小学生、生徒が中学・高校生、学生が大学生、ということだそうです。ですから大学生が抜けている可能性があります。

(事務局)

今、確認しまして、大学が抜けているのであれば、全体を表現できるような言葉を考えます。

(E 委員)

条文に「等」を入れてあるので、大学生を含めるという趣旨であれば、「等」に大学生を含めればよいと思います。

(D 委員)

しかし、大学生は 18 歳未満の人もいれば、18 歳を超える人もいます。大学生まで含めるのはどうでしょうか。

(A 委員)

大学生を含めると、専門学校の学生はどうなる、といった話になってくるのではないのでしょうか。

(E 委員)

「児童」の中に 18 歳未満の人が全員含まれますから、児童・生徒として、さらに「等」として学生を入れるといいと思います。

(事務局)

昨日勉強していた時にそういった話がありました。市内には道都大学や歯科技術専門学校があるので、もう一度チェックしよう、という話はしていました。

(A 委員)

「児童等の安全の確保」というので、私は小中学校くらいの小さい子どもをイメージして読んでいました。ですから道都大学の学生まで考えていませんでした。私は「児童等の安全の確保と安全教育の充実」という中の「児童」は「義務教育以下の子ども達」というイメージでこの条例を読みました。もし大学生までを含めるのであれば表現が変わってしまうのではないのでしょうか。

(事務局)

「市が管理するものを除く」となっていて、市が管理するものは小中学校ですから、イメージができるかどうかわかりませんね。これはもう一度練らせてください。

(G 委員)

「市が管理するものを除く」となると、道立高校は市の管理ではないから除かれる、ということになりますね。そうすると、整合性が段々なくなってきます。

(事務局)

議論の途中で申し訳ありませんが、先ほどの幼児・児童・生徒・学生の文言は、学校教育法でそういう使い分けをしている、ということです。

(事務局)

第 9 条については、小中学生を対象にしています。それが読み取れるような形で法制担当と検討したいと思います。

(G 委員)

この「市が管理するものを除く」というところはおかしいのではないのでしょうか。市には責任がない、ということでしょうか。

(G 委員)

一方では「訪れる人」という表現があり、高校生辺りは市外から来ている人も多いから、含まれているのではないのでしょうか。

(B 委員)

現実的に問題を起こしたりするのは高校生が多いです。これは第 9 条とかみ合わないところが出てきますね。ここで「市は外しているから関係ない」ということになると、安心安全の条例にならなくなってきますね。

(A 委員)

「市が管理するものを除く」という括弧書きは何を意味しているのかは分かりませんね。

(事務局)

この第 9 条については、基本的に法制担当と検討します。原点としては小中学生が対象、ということにいたします。

(座長)

色々与大家のご質問、貴重なご意見をありがとうございました。これでは会議次第の 4 番目に移りたいと思います。

4 . その他

(1) 次回の会議日程の確認

(事務局)

皆さん大変ありがとうございました。この素案の原案について、皆様にご意見いただいたものを法制に持ち込みまして、原案を作成し、確定した段階で、原案を配布させていただきます。

今後のスケジュールといたしましては、市の内部になりますが、庁議、議会の民生常任委員会を通した後、8月1日号の広報でパブリックコメントを実施いたします。そのパブリックコメントで市民の皆様方からいただいたご意見等を盛り込みまして改めて条例原案を作り、9月初旬か半ばに第6回市民会議を開催したいと思います。その時期になりましたらご連絡を差し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(座長)

今、事務局からの説明がありましたが、何かご意見・ご質問ありますか。なければ、いろいろと大変皆さんの立派なご意見もいただきまして、大変ありがとうございます。今回はこれをもって終了したいと思います。どうもお疲れさまでした。

5 . 閉会